

事 務 連 絡  
令和 5 年 3 月 6 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局） 殿

環境省 環境再生・資源循環局  
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

### 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の発見事例の提供について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）の確実かつ適正な処分に関して、日頃より御尽力をいただき、感謝申し上げます。

高濃度 PCB 廃棄物の処理については、既にほとんどの事業対象地域で処分期間を徒過しているなど、その事業の終盤に差し掛かっておりますが、現在においても高濃度 PCB 廃棄物の存在が新規に発覚する事例が報告されているところです。

令和 4 年 5 月 31 日にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を変更し、事業終了準備期間を活用した処理体制等の実施について明記したところですが、こうした処理体制が実施されている間において、確実かつ適正に高濃度 PCB 廃棄物が処分されるよう、管内の高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者への指導及び関係者への適切な助言の徹底について、改めてお願い申し上げます。

また、既に計画的処理完了期限を徒過した北九州事業エリアにおいて、同期限後に発覚した高濃度 PCB 廃棄物の発見事例について、主なものを整理しましたので、情報提供させていただきます。各都道府県市におかれては、これらの事例の経緯や留意事項等も参照いただきつつ、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処分に向け引き続き御対応をいただけますようお願い申し上げます。

以上